

共同活動体制整備支援事業費補助金実施要領

第1 通則

共同活動体制整備支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、いしかわ里山みらいファンド事業実施要綱の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 目的

農村集落では、高齢化や人口減少により、集落機能が低下し、営農を支える共同活動（草刈りや水路清掃など）が困難になり、農地集積の合意形成にも支障をきたしている。このため担い手（認定農業者、認定新規就農者及び集落営農のことをいう。以下同じ。）、担い手以外の農家及び非農家が連携し、共同活動の体制整備に要する経費を支援することにより、耕作放棄地の発生を抑制することを目的とする。

第3 対象地域

補助の対象となる地域は、七尾市及び志賀町以南で、今後検討農地（10年後の農地の受け手が未定又は白紙となっている農地）が3割以上存在する地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画をいう。以下同じ。）内にあって、同一の地域計画内の単一又は複数の農業集落を範囲とする地域とする。

第5 対象活動

1 補助の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、共同活動の体制整備を目的に実施する以下の活動とする。

（1）合意形成活動

高齢化や人口減少により共同活動が困難となった地域において、農地、水路、農道等の営農環境の保安全管理に必要な体制整備を目的とした合意形成のために行う専門家を交えた話し合い、先進事例調査等の活動。

（2）体制整備活動

（1）の活動により地域計画に位置付けられた共同活動（草刈りや水路清掃など）に必要となる農業機械・施設等の導入による体制整備を行う活動。

第4 事業の内容

1 合意形成活動

（1）対象団体

補助の対象となる団体は、複数（3戸以上）の農家・非農家で構成される住民自治組織（自治会、町内会等）（以下「活動団体」という。）とする。

（2）補助金額

活動団体に対する補助金の交付額は、単一又は複数の農業集落を範囲とする一の団体につき150万円以内とする。

(3) 対象経費

本事業の対象経費は、対象地域で団体による合意形成を行うために必要な、専門家の派遣旅費・委託費・謝金、先進地事例調査に係る旅費・謝金、打合せに必要な会場借料・資料購入費・通信運搬経費、その他の経費とする。

2 体制整備活動

(1) 対象組織

補助の対象となる組織は、複数（3戸以上）の農家・非農家で構成される組織（以下「活動組織」という。）であって、以下の①から③を満たす組織とする。

- ① 活動組織の構成員には担い手以外の農家又は非農家を含んでいること。
- ② 代表者及び、本補助金の事務手続きを円滑に行うための組織の運営等に係る規約が定めていること。
- ③ 共同活動の体制及び活動内容について合意した取組が、活動組織の属する地域計画に記載されている又は事業実施最終年度の翌年度までに記載されることが確実であること。

(2) 対象農地

- ① 補助の対象となる農地（以下「対象農地」という。）は、活動組織が属している地域計画に含まれる農用地区域内の農地（田及び畑）とする。
- ② 多面的機能支払交付金の認定農用地又は中山間地域等直接支払交付金の協定農用地に含まれていない畑、及び田と一体的に管理されていない畑については、補助対象農地に含まないものとする。

(3) 補助金額

- ① 活動組織に対する補助金の交付額は、交付対象農地の面積（小数点第2位までとし、小数点第3位以下は切り捨てる。）に交付単価30万円/haを乗じて得た金額を上限とし、千円未満は切り捨てとする。
- ② 当該補助金に連続して複数年度申請する活動組織においては、その連続した申請のうち、初年度に係る事業実施計画に記載された交付対象農地の面積に交付単価を乗じた金額を申請可能な補助金額の上限とする。但し、複数年度の採択を保証するものではない。

(4) 対象経費

対象活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

- ① 対象活動に直接関係のない経費
- ② 個人の施設や機械の改修・整備・導入経費
- ③ 多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金等の他の補助事業で対象とした経費

第7 申請等手続

- 1 対象組織は、規則第4の規定による補助金交付申請書（別記様式第1号）に、以下の書類を添えて、農林総合事務所を通じて、協議会に提出するものとする。
 - （1）事業実施計画（別紙第1）
 - （2）取組実施地域の地図
 - （3）地域計画の写し
 - （4）補助対象活動に要する経費の一覧（別紙第2）
 - （5）支払経費の根拠となる見積書の写し
 - （6）対象組織の規約
 - （7）対象組織の構成員名簿
 - （8）地域を所管する市町・農業協同組合・農林総合事務所で構成される担い手支援チームの推薦根拠
- 2 協議会は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金交付決定通知（別記様式第2号）により、農林総合事務所を通じて、対象組織に通知するものとする。
- 3 協議会は、前項の通知に際して必要な条件を附することができる。

第9 補助金の経理

- 1 対象組織は、補助対象活動に要する経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 対象組織は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

第10 変更申請

- 1 対象組織は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第3号）を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。
 - （1）対象活動に要する経費の増額を伴う変更のとき。
 - （2）対象活動の内容を変更しようとするとき。但し、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ① 補助目的の変更をもたらすものではなく、かつ、対象組織の自由な創意によって、より能率的な補助目的の達成に資するものと考えられる場合
 - ② 補助目的及び事業効果に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - （3）事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 協議会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

第12 補助事業の遂行

対象組織は、補助金の交付決定の内容及び附した条件に従い、善良な管理者の注意を

持って補助事業を行わなければならない、補助金を他の用途へ使用してはならない。

第 13 実績報告

対象組織は、事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から 1 か月以内又は、事業実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第 4 号）を、農林総合事務所を通じて、協議会に提出しなければならない。

第 14 補助金の額の確定等

- 1 協議会は、第 13 の報告を受けた場合には、その書類の内容の審査及び必要に応じ、て現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 10 の 1 に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第 5 号により、活動組織に通知するものとする。
- 2 協議会は、活動組織に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を附してその超える部分の返還を命ずるものとする。
- 3 活動組織は、補助金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を協議会に納付しなければならない。

第 15 補助金の交付

- 1 規則第 16 条第 2 項の規定による補助金（精算）請求書は、別記様式第 6 号によるものとする。
- 2 活動組織は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第 7 号の概算払請求書を協議会に提出しなければならない。

第 16 交付決定の取消等

- 1 協議会は、規則第 17 条に定めるもののほか、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと判断した場合は、当該交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 協議会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 協議会は、前項の返還を命ずる場合には、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利十・九五パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2 に基づく補助金の返還については、第 15 の 3 の規定を準用する。

第 17 財産の管理等

- 1 この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後も善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならない。
- 2 活動組織は、取得財産等について、別記様式第 8 号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 活動組織は、当該年度に取得財産等があるときは、第 14 に定める実績報告書に前項の取得財産等管理台帳を添付しなければならない。
- 4 協議会は、活動組織が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

第 18 財産の処分の制限

- 1 規則第 20 条第 1 項ただし書の期間は、農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）を準用する。
- 2 規則第 20 条第 1 項第 4 号の財産及び第 5 号の協議会の定める財産は、それぞれ 1 件の取得価格又は効用の増加が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 3 活動組織は 1 の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第 9 号による申請書を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 第 18 の 4 の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

第 19 その他

事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、協議会長が別に定めることとする。

附則

この要領は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。